

＜記載例＞ （記載例の解説及び注意事項等は、4ページを御覧ください。）

- * この記載例は、配偶者居住権者が死亡したことにより配偶者居住権が消滅した場合において、配偶者居住権の登記の抹消の申請を、権利者から委任を受けた代理人が書面で申請するときのものです。
- * この記載例では、権利者（建物の所有者）を「法務一郎」とし、義務者（配偶者居住権者（死亡した方））を「法務花子」としています。
また、権利者が登記の申請に関し必要な一切の権限を「登記五郎（代理人）」に委任した場面を前提としています。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 配偶者居住権抹消

原 因 令和3年3月1日死亡による消滅（注1）

権利者（申請人） ○○市○○町○丁目○○番地
法 務 一 郎（注2）

配偶者居住権者 ○○市○○町○丁目○○番地
法 務 花 子（注3）

添付情報
登記原因証明情報（注4） 承諾証明情報（注5）
代理権限証明情報（注6）

令和3年3月25日申請 ○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

代理人 ○○市○○町○丁目○○番地
登 記 五 郎 印（注7）
連絡先の電話番号○○－○○○○－○○○○（注8）

登録免許税 金1,000円（注9）

不動産の表示（注10）
不動産番号 1234567890123（注11）
所在 所 在 地 ○○市○○町○丁目○○番地
家屋番号 ○番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

契印 (注 12)

委任状の例 ※委任の内容に応じて作成してください。

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 登記五郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正をすること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和3年3月25日

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
法 務 一 郎 印
記

登記の目的 配偶者居住権抹消

原 因 令和3年3月1日死亡による消滅

権利者（申請人） 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
法 務 一 郎

配偶者居住権者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
法 務 花 子

不動産の表示

所 在	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家 屋 番 号	〇番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 43・00平方メートル
	2階 21・34平方メートル

＜解説及び注意事項等＞【全様式共通の注意事項はこちら】

- (注1) 配偶者居住権者が死亡した日を記載し、「死亡による消滅」と記載します。
- (注2) 建物の所有者の住所及び氏名を記載します。これは、登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている所有者の表示と一致している必要があります。一致していない場合は、事前に登記記録上の住所及び氏名を現在のものに変更する登記を申請する必要があります。
- (注3) 配偶者居住権者（死亡した方）の住所及び氏名を記載します。
- (注4) 登記原因証明情報として、配偶者居住権者の死亡の事実の記載のある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を添付します。
なお、配偶者居住権者（死亡した方）の最後の住所及び氏名が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所及び氏名と異なる場合や配偶者居住権者（死亡した方）の本籍が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所と異なる場合は、配偶者居住権者（死亡した方）が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている配偶者居住権者（登記名義人）であったことが分かる配偶者居住権者（死亡した方）の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の附票の写し等が必要となります。
- (注5) 登記上の利害関係を有する第三者があるとき（賃借権の登記のされている配偶者居住権の登記を抹消するとき）は、当該第三者（賃借権者）が承諾したことを証するものとして、当該第三者（賃借権者）が作成し、押印（実印）した承諾書（印鑑証明書（市区町村長等が作成したもの。作成後3か月以内のものでなくても差し支えありません。）付き承諾書）又は当該第三者（賃借権者）に対抗することができる裁判があったことを証する書面を添付する必要があります。
- (注6) 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です（3ページに例があります。）。
- (注7) 代理人の住所及び氏名を記載し、押印（認印で可）します。この代理人の表示は、委任状に記載されている代理人の表示と一致している必要があります。
- (注8) 登記申請書の記載内容等に補正すべき点（不備等）がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができる電話番号。携帯電話の電話番号でも可）を記載します。
- (注9) 配偶者居住権の登記の抹消の登録免許税は、建物1個につき1,000円です。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、また、収入印紙で納付する場合は収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、登記申請書と一括してつづり、代理人がつづり目に必ず契印をしてください。
- (注10) 登記の申請をする不動産（建物）を登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されているとおりに正確に記載してください。
- (注11) 不動産番号を記載した場合は、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができます。
- (注12) 登記申請書が複数枚にわたる場合は、代理人が各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。